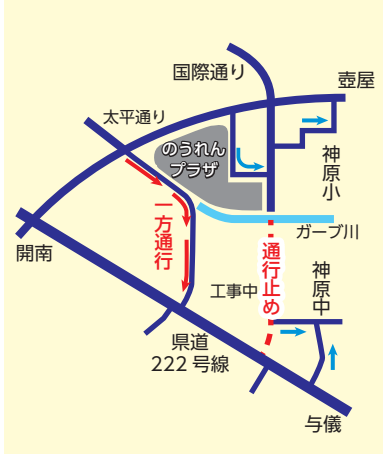


のうれんプラザ周辺道路の通行方法が変わります



農連市場地区の再開発に伴い、のうれんプラザ西側の道路（現在整備中）が南向きの一方通行となっています。通行の際はご注意ください。なお、道路整備完了後も**一方通行**の交通規制は継続されます。

那覇市農連市場地区防災街区整備事業組合 ☎ 855-7318
まちなみ整備課 ☎ 951-3248



更新の手続きは、有効期間が満了する日までの期間が3か月未満となった日から可能です。

（例）有効期限が令和2年1月1日の場合、令和元年10月2日から更新可能

有効期限の確認はカード表面をチェック！



★電子証明書がカードに格納されているのは、希望者のみです。更新期限はカードに添付された用紙をご確認ください。

●マイナンバーカードの有効期限
カード発行日から10回目の誕生日（カード発行時の年齢が20歳未満の場合は発行日から5回目の誕生日まで）

※外国人は有効期限が異なります。

●電子証明書の有効期限
発行日から5回目の誕生日まで

マイナンバーカードや、カードに格納されている電子証明書には有効期限があります。期限を過ぎると、身分証明書としての使用や、コンビニなどの証明書発行のための使用ができなくなります。

マイナンバーカードと電子証明書の更新をお忘れなく



マイナンバーカードの更新

申請から新たなカードのお渡しまでに1〜2か月ほどかかります。

申請場所▼市役所本庁舎ハイサイ市民課5番窓口 ※各支所では手続き不可

必要書類▼更新するマイナンバーカード、印鑑、顔写真

更新手数料▼有効期間内の申請は無料

電子証明書の更新

マイナンバーカードの暗証番号（数字4桁）と、署名用電子証明書（e-Tasなどの電子申請）の暗証番号（6桁〜16桁の英数字）、利用者証明用電子証明書（コンビニ交付サービスなどの利用）の暗証番号（4桁の数字）がそれぞれ必要です。

申請場所▼市役所本庁舎ハイサイ市民課、各支所（首里・真和志・小緑）

必要書類▼マイナンバーカード（暗証番号が不明な場合は、マイナンバーカード以外の本人確認書類がもう1点）

更新手数料▼令和2年3月31日まで無料（以降、ホームページにて告知）

■マイナンバーカード・電子証明書の更新手続きは、原則、本人からの申請が必要です。15歳未満や成年被後見人の手続きの場合などはホームページを確認するか、事前にお問い合わせください。

ハイサイ市民課 ☎ 862-3274

年金生活者支援給付金申請はお済ですか？

対象者には、日本年金機構から9月に緑色の封筒を発送しています。忘れずご確認ください。



対 象	老齢基礎年金を受給し次のすべてを満たす人 ・65 歳以上 ・世帯全員の市町村民税が非課税 ・前年の年金収入額とその他所得額の合計が約 88 万円以下	障害基礎年金・遺族基礎年金を受給し、前年の所得額が、「約 462 万 円 + 扶養親族の数 × 38 万円」以下の人
手続き方法	給付金の案内通知に同封された請求書（ハガキ）に、氏名など必要事項を記入し、切手を貼って郵便ポストへご投函ください。	
給付額	届いた案内の見込額の記載でご確認ください。	
支払い	日本年金機構から、年金と同じ口座・同じ振込日に、年金とは別に振り込まれます。 ※ 10月18日までに届くように投函した場合、初回振込は12月中旬です。令和2年1月以降に請求した場合は、請求した翌月分からのお支払いとなります。	
問い合わせ	給付金専用ダイヤル ☎ 0570-05-4092 050 から始まる電話でかける場合は ☎ 03-5539-2216 那覇年金事務所（お客様相談室） ☎ 098-855-1111 ※自動音声案内「1」のあと、「2」を押す<受付時間> 月～金曜日 8 時 30 分～17 時 15 分 第 2 土曜日 9 時 30 分～16 時 週初の開所日 8 時 30 分～19 時 不審な電話や案内には ご注意を！	



那覇文化芸術劇場 なは一と

名称決定！

2021年度開館予定の、那覇市新文化芸術発信拠点施設（新市民会館）の名称を募集したところ、1007件の応募の中から次のとおり決定しました。

【応募者】
兼島 マサミさん（那覇市）
渡嘉敷 信一郎さん（那覇市）

名称には、那覇市の心（Heart）を揺るがす芸術（Art）の発信拠点として人々に親しまれ、文化芸術が発展する様に、という願いが込められています。たくさんのご応募、ありがとうございました。

文化振興課 ☎ 917-5082

2019年10月1日、消費税・地方消費税の税率は10%※へ。

※10%のうち2.2%は地方消費税です。



ポイント1 税率引上げは社会保障制度を次世代に引き継ぎ、みんなが安心できる社会にするために必要です。

みんなが安心できる社会にするためには、安定した財源を確保し、社会保障制度を、次世代に引き継ぐとともに、全世代型へ転換していく必要があります。そのためには10%への税率の引上げが必要です。



ポイント2 引上げ分は、すべての世代を対象とする社会保障のために使われます。

引上げ分は、消費税・地方消費税ともに、例えば、①待機児童の解消、②3歳から5歳までの幼児教育・保育の無償化、③真に支援が必要な学生の高等教育（大学など）の無償化、④介護職員の処遇改善、⑤所得の低い高齢者の介護保険料の軽減、⑥所得の低い年金受給者への給付金の支給などに使われます。



ポイント3 家計と景気、両方の視点から対策を実施します。

飲食料品（お酒・外食を除く）と新聞（定期購読契約、週2回以上発行）に係る税率を8%に据え置きます（軽減税率制度）。このほか、家計や景気への影響を緩和するための各種対策を実施します。



プレミアム付商品券



自動車や住宅の購入等支援



キャッシュレス決済でのポイント還元

知っていますか、地方消費税

一般に「消費税」と言うのは、消費税(国税)と地方消費税(地方税)を合計したものです。地方消費税収は、地方自治体の貴重な財源として、住民の皆様の身近な行政に生かされています。

政府広報 消費税

検索

